

繪本三國妖婦傳

中編

二

13

2892

7

3 4 5 6 7 8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7

13
2892
7

繪本三國姓婦傳中編卷之二

目錄

老婆金鳳山お婆さんきんほうさん茶王樹ちやおうじゆ以得いとく茶ちや善陽ぜんやう正體せいたいをを取とりてりて塚づかの

神かみの跡あとをを為なす

老婆金鳳山お婆さんきんほうさんよよ上かみのの圖ず

松夫まつお茶王ちやおう樹じゆ伐ひ伐ひ圖ず

三國姓婦傳 中編 目錄

昭和九年
七月三日
請求

者皇女妙樹以得て三大臣と密談の圖

菽陽夫人正辨現し飛去圖

周の廬氏腰妊十九年にして産み 妖狐再唐土化す

周の系師見童街に結ぶ圖

龍の塚物の塚以塔發く圖

壺以用て奇怪と見る圖

繪本三國女婦傳中編卷之二

將皇金鳳山に茶王樹を得美花陽體家塚の神の魂を覺ひ

孝徳之旅の用意を察して既に發見す其に對ておりのしる

君忠の者ともいへども替の身めて子里の外お思ひおんと

天の對してお意もすおびと初臨み及て密に大臣孫晏が

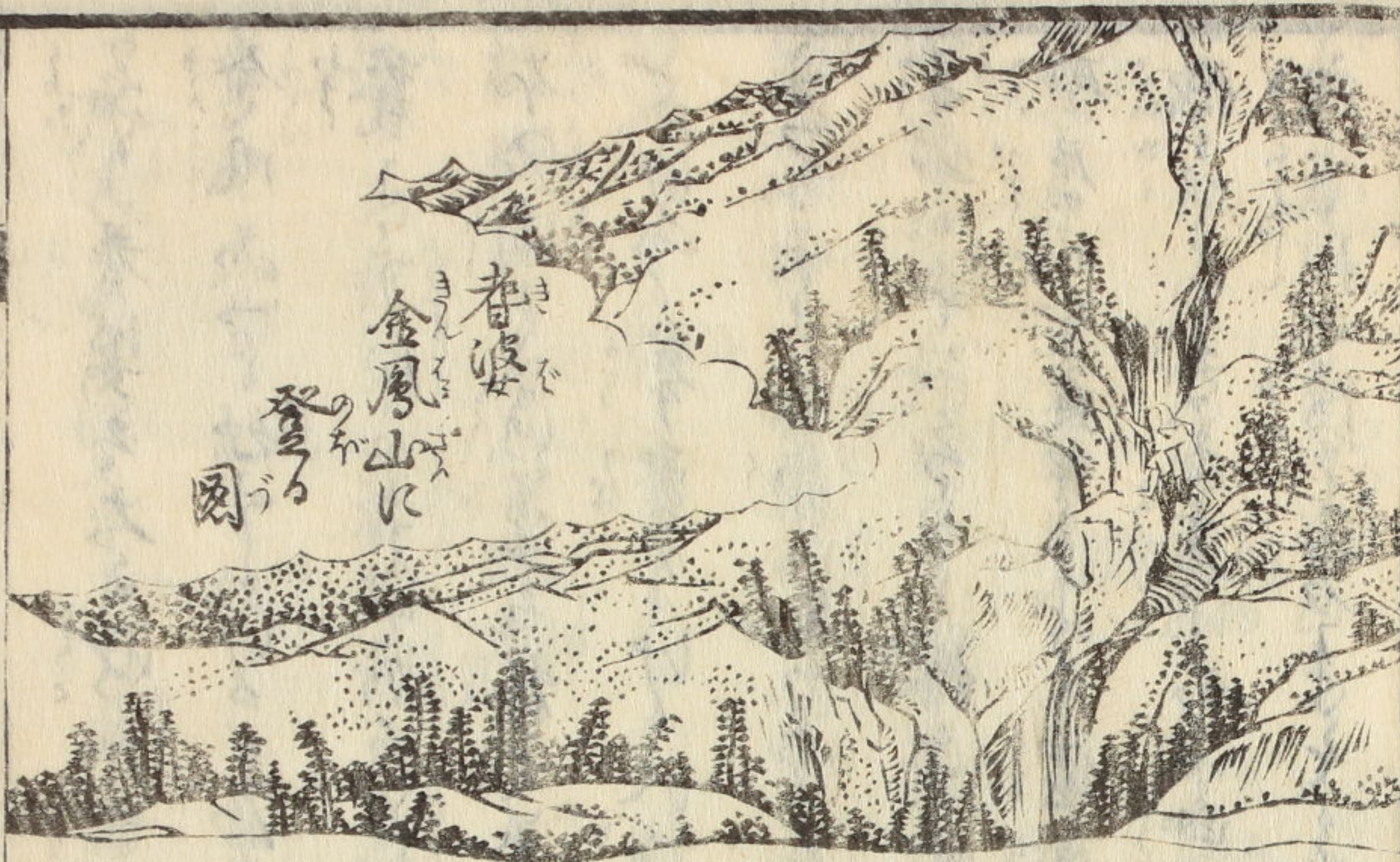
棺一何とて對面のうらむる者夏の頃あつて手は相傳信乃

中詔行せんと遠處をたはらむとてお底城にて類ひられ

孫晏國へ海を忠節を感し稱日別の面へ其より一と浪

統をなすを病氣と枝をさすを並にさすは子く忠義を

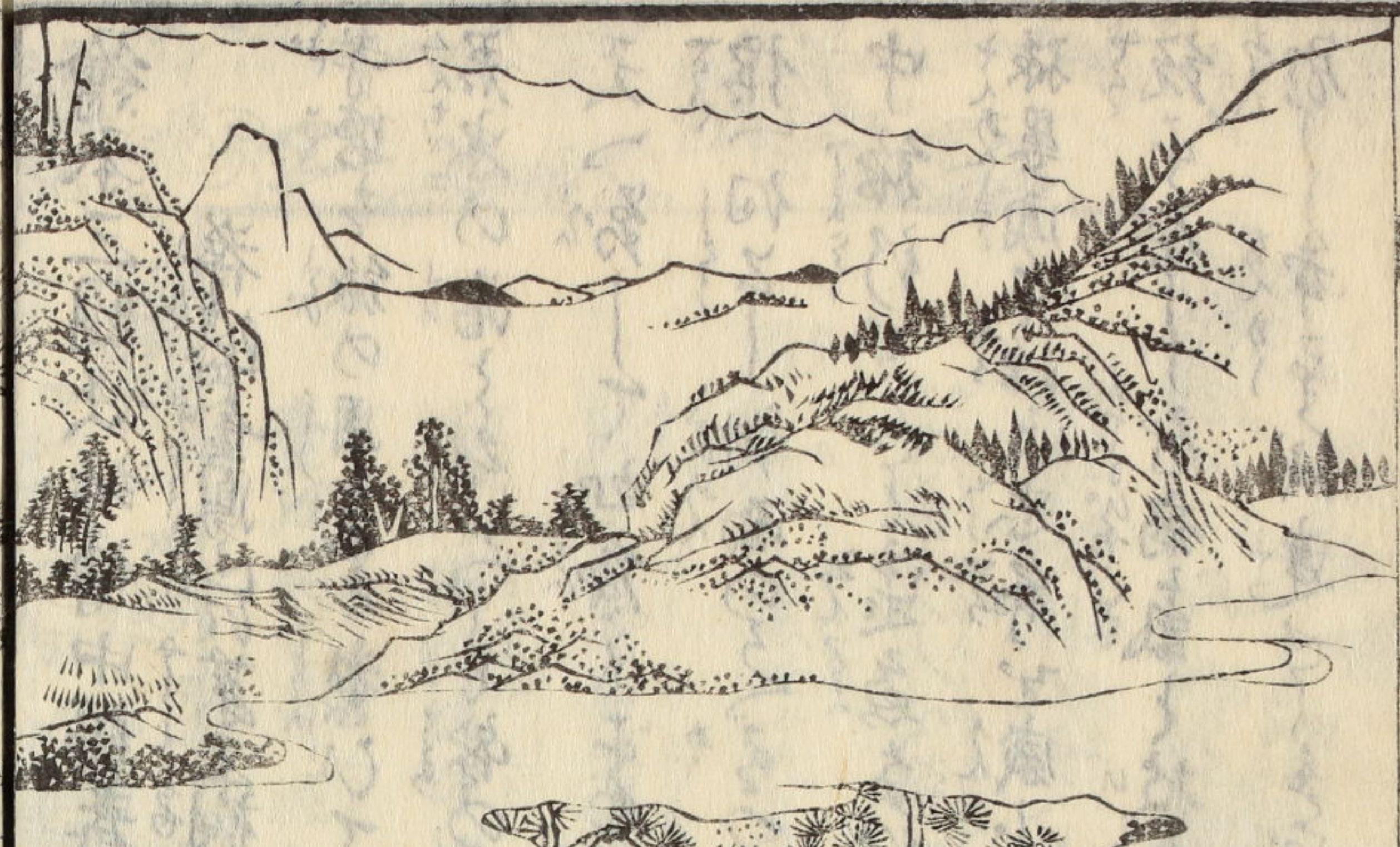
那く奉りて達せしむる事官も復たなすことと會新を



春波
金鳳山
の
登り
図

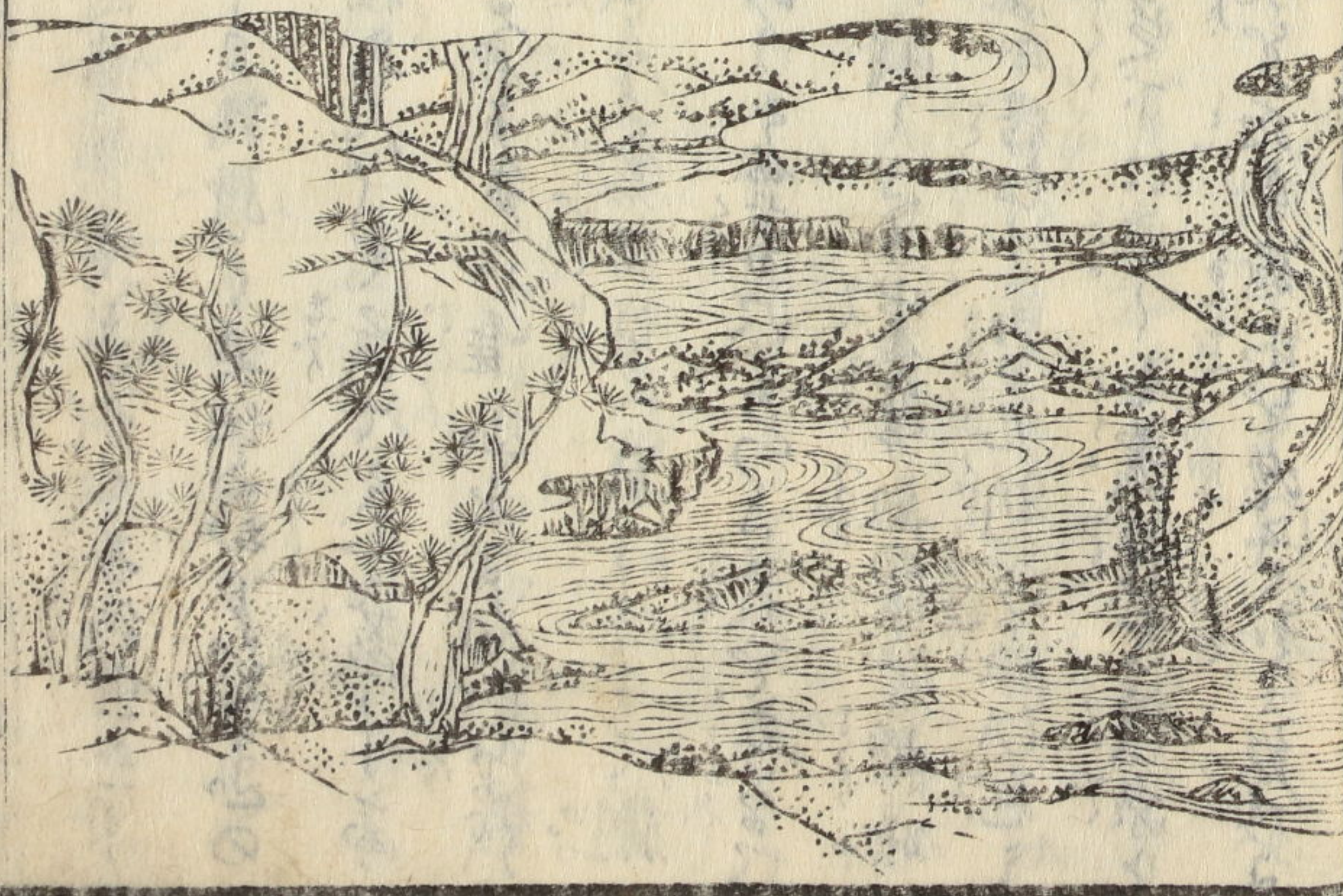
三國天守傳中巻之三

金鳳山



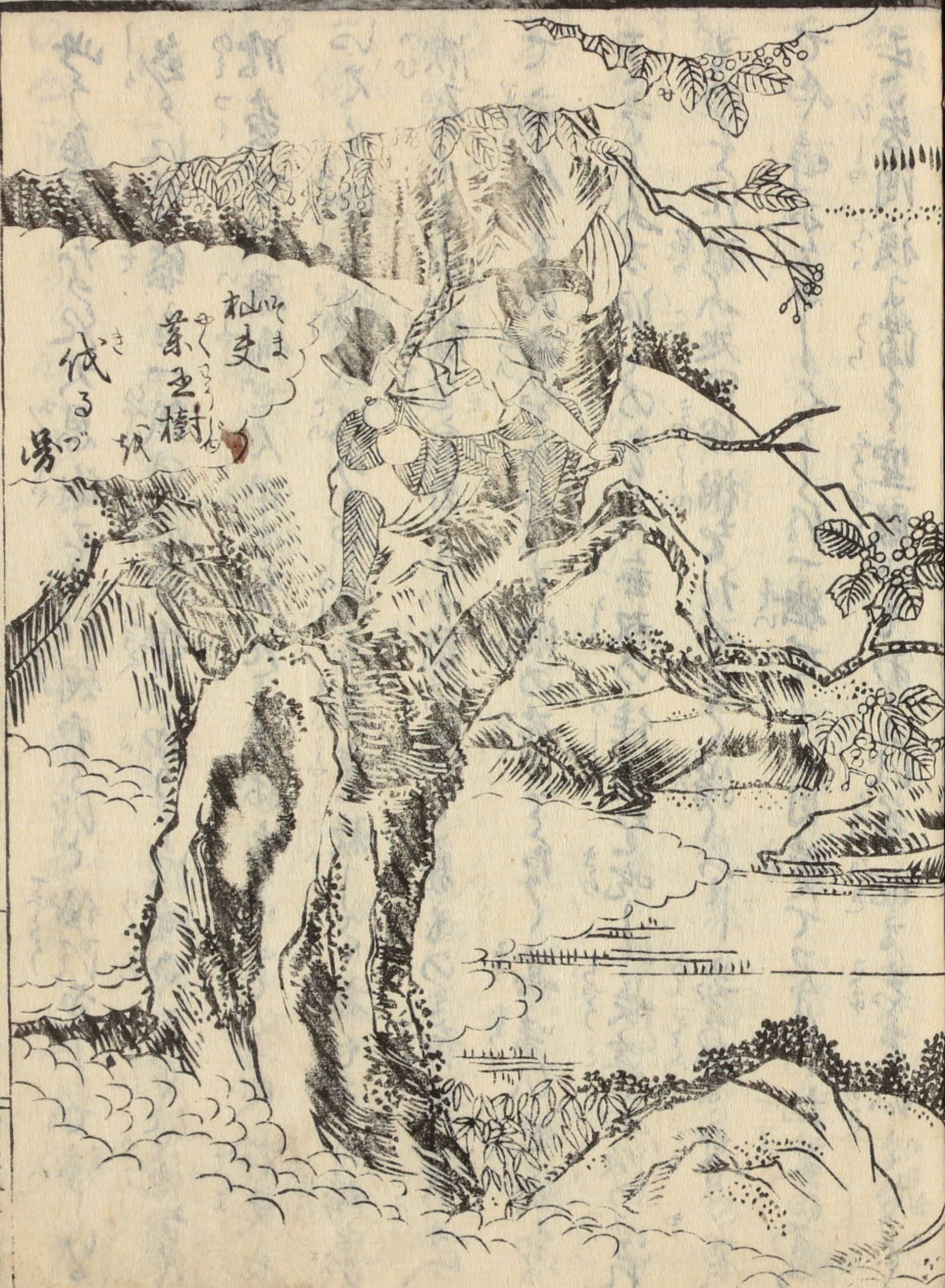
三國天守傳中巻之三

金鳳山



あけり昔婆をたす收び我家へ帰り宿をさめて其行出さ一
令風山にてむげけるが底より身代種く其地ふおしむさふの
麓よりこつがをいさておれば松柏あやると茂て天を蔽し一
木の園くさる葉を後で乃もあまきハ唯山上は向い葉を
とけつ拳登りけりに峻峻なる岩石壁へ截すして削
まるとゞり鳥も翔つがうたわりの音昔に多つさ音を力まに
舞かりてゆまうく作ぶまふに城くさる巖峯奴のく崎嶇
壁層風を建きさうまぐく雲壑腰ふ帯び一雲九折とさぬい包む
低くさるまをきき遠くたる幽谷足下に遠く白露積て溪泉と
流すはれ小階く岩下とく魂と飛んたわを流すさるく飯頂は

たりの愛こそ令風山も人と思ふ人倫もさる同少へ人をも
あけりあけり一つの天樹あを作ぶて入きた松交界々斧伐ひ
枝を山の昔婆を天神の助多孕たあふあへて聲をよけ
令風山を竹園ありやと回ひるまを則室ありと云者波母母
向ふ此山は移帆樹といふ樹ありと聞奉る茶玉樹と
りあゆり何まにあらや孫がゆい葉おれといふ時松まは我
枝伐あくと移帆樹も茶玉樹も名付るああり昔婆
然るべ行年一枝伐我はあむ増させると歌をまればああも
貴く大なる枝を伐く下へ落し其身も下り指を薙して
一尺さるりあへてあへれば昔婆を是流せといふる記



松之
 葉五樹
 成る
 湯



此う魚もたのび大恩謝するに綱巾とて修飾して尋ねり
 勢多に普婆を一瓢の酒を携へ寄り一に喉迄の骨に掛かく
 所委せば屬謝せん事もあらたよの跡多きとていつに松まら
 いなく汝も酒汝好めや我も亦嘗て持せりし辨ち
 飲ましとて觴をた出し一瓢の酒を奉るものも勢多ゆえ
 て故人もに辨をたせども酒の奉るも其味は甘美なる
 ときよふるにそのち一垂双の佳酒を吃し一長途山坂の登れ
 ものたに那の処の妙術をたやき得るに安魚も亦も能
 てや辨かましとて一睡せし目覺て又も松まら
 たる酒後と満く空腹もあはれに酒を奉る志も心なく

公徳なきも後又見と天神の冥助をきききあふ事と公徳に
 てのし有かき覺し九彈かし一打時もよく得しんと等五樹
 を携つて急ぐなれば性及九日中て我家子孫者一かの某
 五樹以て代て箱の中へ入る大臣孫某も籠へ持来し一某
 鳥居元一かふる娘をたおれおれ孫某はびて雄明君
 鶴岳又も折る考案が被忠の以身をたおれ花陽と除く言
 一件に密に無状に及いかのくも色ゆりあかして大臣
 雄明君孫某鶴岳又も仕をて強是た子にまき一密に
 言ふ一考案考案通案して懐く孫某はびて一某も亦
 の公問ひあはれしとて孫某はびて一某も亦

三國女...

一〇

三國女...

三國志
卷之十一
三國志
卷之十一
三國志
卷之十一



三國志
卷之十一

其如年々より通来可を及をもちりあひて中へも意違天子
 の現法に執をも修しあひて屯も曠也悲の意成りも
 あひ國中あそんで呼体しなるにうて遠くは内儀也
 定るの所に花陽ま入得あひしより所公権く敷代を
 好せしき罪あるは法民を害しあひしより忠義の臣
 君の所為と傳をなせるは儀せしきあゆつて天は妻又
 が下れも殿中に刑せらるる今にあつては群臣法を物れ
 嫌ものなく國民眼以含臣家の傾もあひしを修し
 ありは又帝一對しは不孝けうく有るるは内儀位あり
 ともいふて一日も巫家修るべきあひしまで罪道不直の由なり

いうある天啓の文に列相減くは孫陽夫人を留
 く彩りも奉りんと然も許しあひは其内孫陽夫人病
 小うして考案小珍脈を命せしは何ひしはしき脈
 婦人回るわしは思われ中抵の變化ありと發た君以
 大事といひそふ言せせむそれとあひ返すあんと存の外
 此答はあつてその久回若の命を養ひしはかの丈人神變
 不測也と婦人のあふべしはる知を知る是令く奴怪乃
 ゆへなり然るは勢變はまよしく君のあはる身を於ても救
 代の増恩不報ひをん小あふ意小替甥陀四の天神乃
 廟を造り孫一七日際氣をありて國家安穩然詠意

滅惡魔降伏變化退散の祈り丹精をとりて天帝神に
祈りいけりけきくも考婆の誠忠にあらまほし満朝の祈
乃爰に一物を伴ふりて之をよとる人そ爰爰不思後なる
これ後まほしひ一物を伴ふ一是は化生に成りて此
の忽ちこれ心體を形と神轉わりまほしあり一此身は
に此種なり一形一被一物は花陽主人ふりてせまのりて
君も心まの安んじし後下候ひ一勝も違はぬ此類ひ
も時とせり人と時と河と命臣等も又其忠心を感して
此聽小違さうてまげて此許容あせりてとや上りまは
太子けり一國一石又も替へぬ孝婆の妄言ゆへ大臣と

一々重罪人の之知を批そりてわらわらに此身といふ人の中
の節考婆が罪科をぬき小形を油とて知りて之を出仕せり
ゆ一考婆此後いふると此形も中なると覆うる此の作
せり一此大臣三人とて利害は況へるものありあり
さるやうにまよへけりて一も大臣三人の練りてけり然る
油等かまふ無びべ一此考婆が詞お違わぬ即座に練
油とて出仕をさむべ一との命いりて大臣二人は
考婆の候をりて此一を通達しけり太子を花陽交
人よあつてのひのせをせあへば花陽交をなくし深き人
我身はさげ罪をさめぬ候をさすとの不便さよ今日も候て

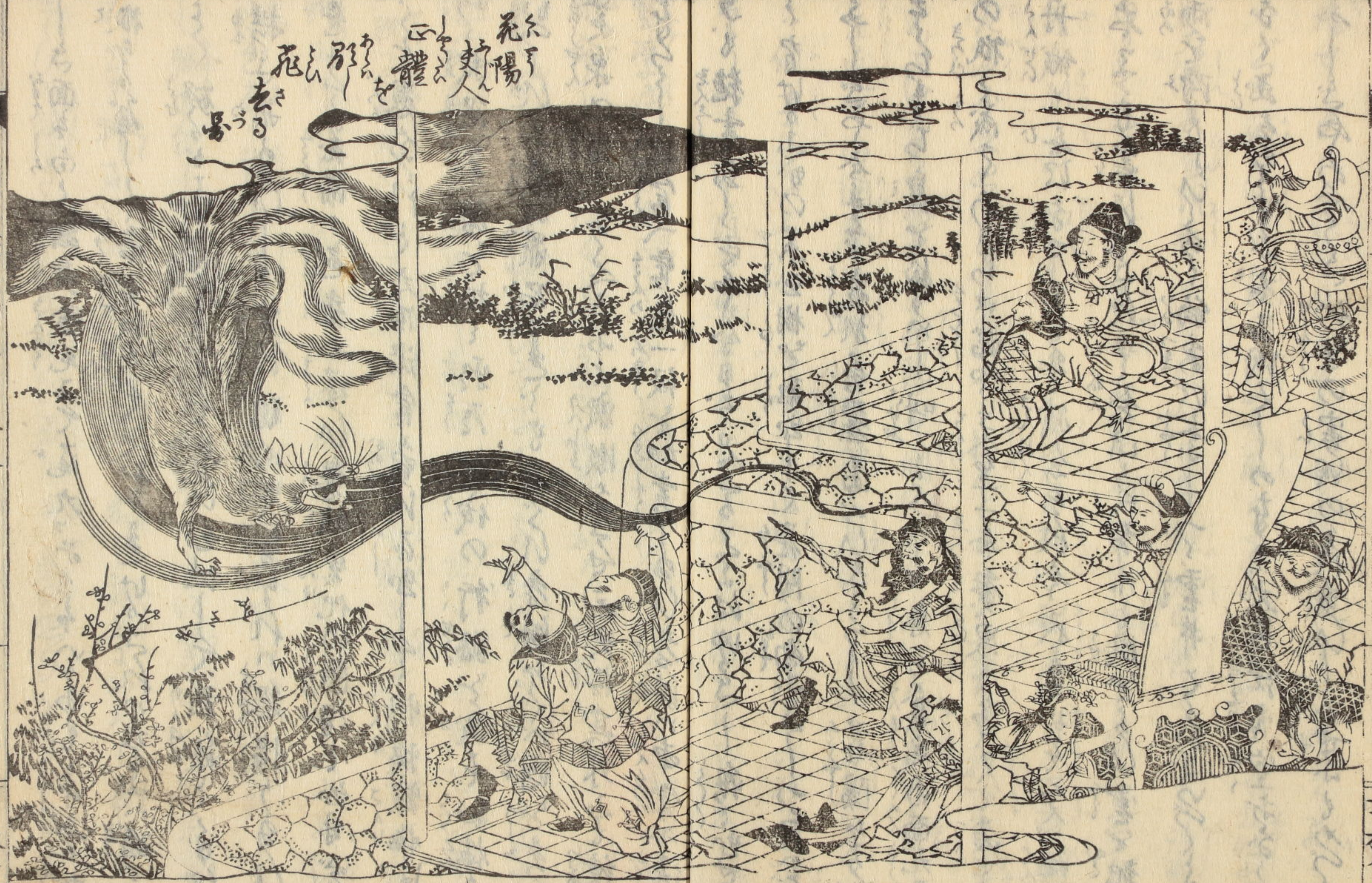
珠せしきんと収く結居きり勢候を使命とうけり死しん
 ぶが中彼一物箱小納めて取りとせしむる人て出仕され
 大臣其旨奏しけるに今日を誰人の徳とつとも殊哉を
 ゆりて登りしはと後命わけて身邊に呼出りあふを三大臣も
 座小引して松子いふとこ人後と捕子剣子の司官奏候か
 たお小立出りしとていふと搦人とあつて免く扱下り危
 うとけるを松子花陽と例のどく立出を承ふ候と
 先達ての回答小取もせび能も出仕すとわふと後考候
 う竹事といふ人かなく唯一目内覽は備はにとのあつて携へ
 せりしうかたはき出せんと云ふふと花陽うらわしと汝

つも絶書ありてや今日もあつるとははゆきし一病にせし
 と者けりふかの業五樹を取申して花陽の面ふしつこれいふ
 ちしきや今中下宿於房業あぢいあつて一舞陽をり
 ちらまら身をゆりて叫ぶとて急ち急を白面九尾
 の瓶と成くあらし口惜や天生一糸懸果とあつて
 丹城も云にせしとて我請念れ今又之百かそく人相見
 太もも書にべしに念けらるる風をよび雲を犯し
 雨を降ししむる編裏に糸下つて雲井とあつて
 かく死をうしふちりてくものなり大臣諸官空打ふあ
 ちしきやあつて代生の害候のれあし一書ふもあつて

三國史記 卷之四十一

三國史記

三國妖婦傳中篇卷之二



花陽
 正體
 妖婦
 飛去
 馬

三國妖婦傳中篇卷之二

九
書林合刻

一の面を白く顔身金毛を尾九つありけりやも年々悪
 根をくちぎる一各女史を巻くとかをきけるされハた子ハ隣が
 しく破らざると此くして夢の公地して然能と多代
 掛き長あひいが生持徳の賢智なれハ惚惚りあひ
 是きて花陽々色香小迷い魔魅變化の障喝と公付さ
 こそ愚あれと大臣法官各派をわしと慚愧懺悔はく
 つ我徳を多徳と拒み邪及教儀の行跡と儼と恥悔ふ
 思ふべ不孝の罪思ふまじも及むに孝深くハ國をまひ
 美泉の鬼とあふとすやと激激ををせと大臣其外中も徳儀
 せしむ一法官ハ官位一級と加賞しあひ孝深ハ奉官不復し

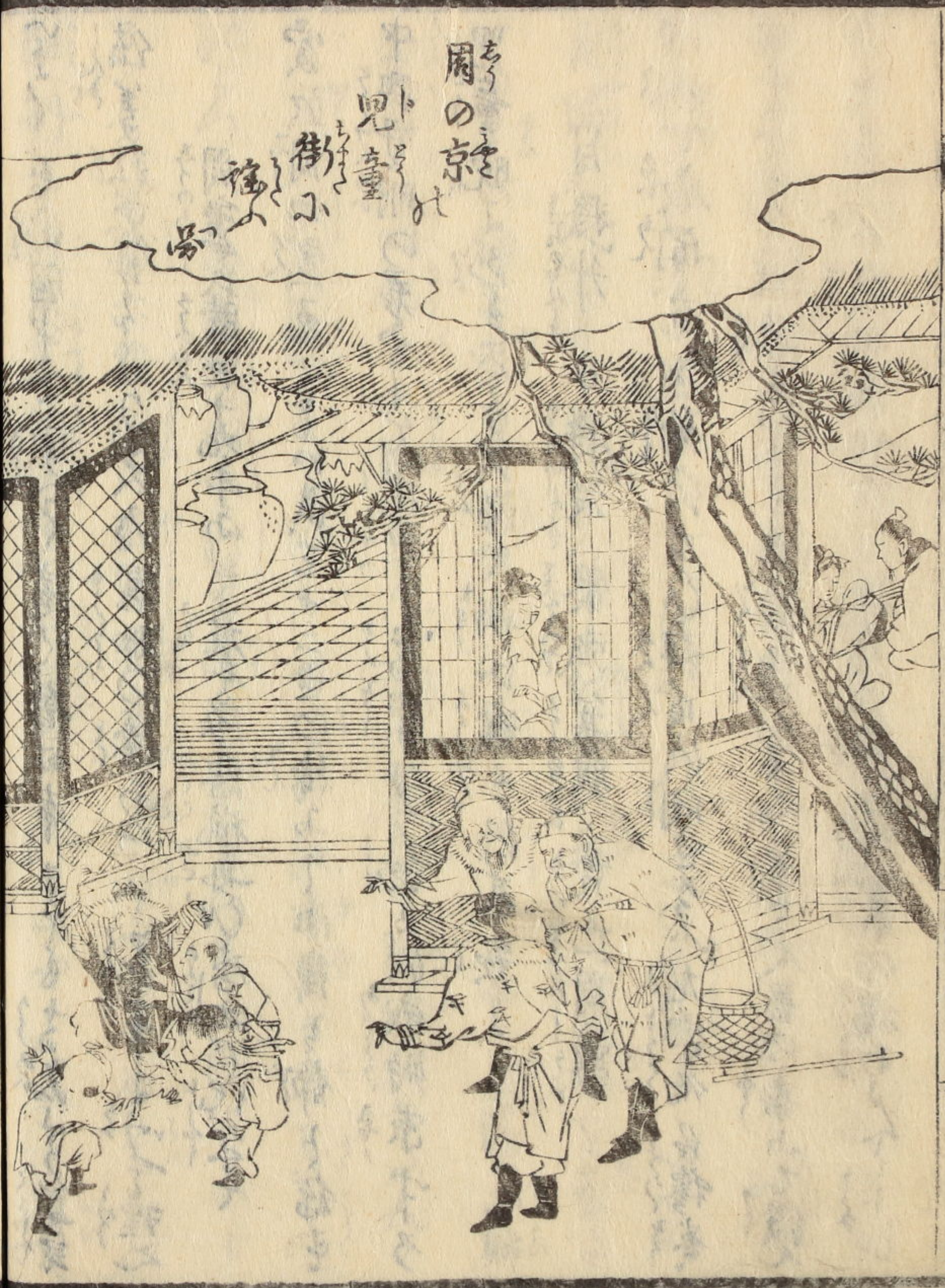
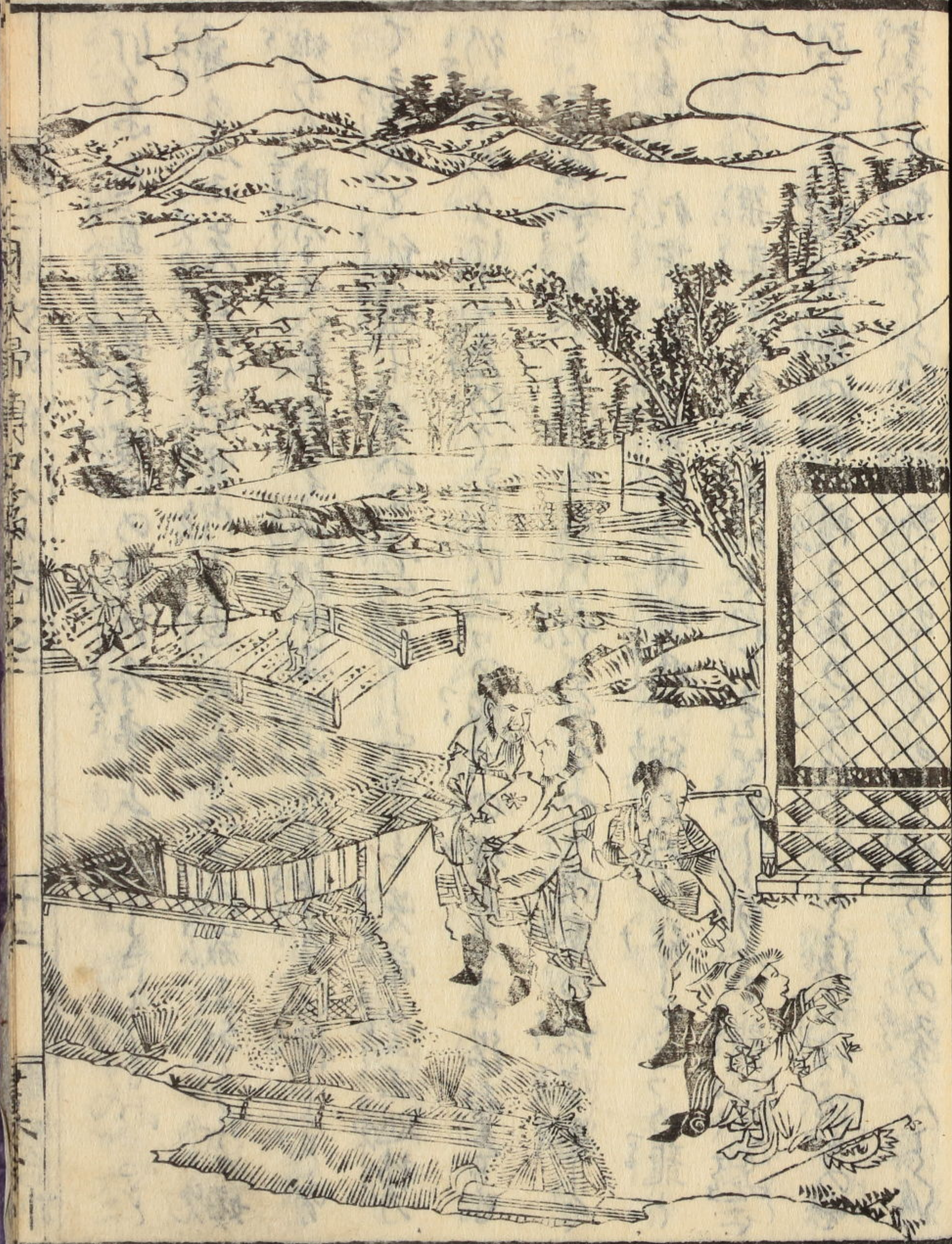
賢學侯大醫統正くくく教道一階儀加へてとて人再業又と
 命命不死したるもの其子孫まあり侍祿をあり侍之帝
 多て忍入く強城悔多いた子といあの方乃復させのよあを
 諸氏毒仇の眉氏ひくき國家安穩とあハ歳を唱へあ
 一説は姫足太子の出でたれ其不南殿は春乃花を賞しあ
 所は竹かしくなく唐獅子飛来り大臣人代々之山奥深
 適色去る法長學了進むまよも仍来あハまも進歩しあ
 一限アあハとてよと人あもかうりハ聖年名の一風とま
 あらり柳子の脊又友人を負て来り庭上はあろハ去大王一
 ちまびち路ま一しびち收び君臣奇異の思ひとあハ危を後



三國女史傳卷之二
 十一
 三國女史傳

方子孤孀かたこ一ひとのみに柳子の胤いひありぬあまははにうけまゝに柳の毛
 わりうのては是方子かたこを移うつせしかして障將氏しやうしやうをせし妖惚あやこ
 あれは又も後の怨うらみわしんとは彼おそれ方子の宮庭みやていをていせん
 花陽夫人かやうふじんをとりぬはるる一ひとの場ばをなす
 かの灵代神たまひ不崇ふさうめて是は塚つちかの神かみと稱なづくとも花陽かやうの正婦せいふ
 金毛きんもう白面はくめん九尾くびの狐きつねうづい唐からち一ひとの島しまり障將氏しやうしやうを人ひとと
 天竺てんてくよ忍しのひ隠かくめて時ときを待まちたは孝養かうやうが忠義ちゆうぎの地
 にうづてかの業わざ五樹ごじゆをばす後のちはあをりて人間にうかんとうへ
 是もこの五藏ござう六腑ろふ病びやうの志し執しやく重じゆう患わづらひくふゆふ却かへては是れ
 配はい制せいありぬ業わざ的中ちゆうちゆうして効驗きうけんわしむといふとあうりてに
 いよく其その中ちゆう中ちゆうは國くにへく遠とほく唐から日本にっぽんまでもさうさう島しま實じつ
 信美しんべい精忠しやうちゆうをうづり天あま乃の冥助めいすけの徳とくありく事こと事ことはつて理り之の
 周しう唐たう氏し勝しやう勝しやう十九年じゅうきゅうねんのて産うをそ悪あく執しやく再またい唐から土つちに化け生せいを
 爰こゝに周しうの宣せん五ごとやい武王ぶわう十二世じふにせいの孫まごありては禱いたを静しやうと稱なづく
 中興賢明ちゆうけいけんめいの表あらわして世よをさす崇たかむるに或時あるとき京きやう中ちゆう乃の
 兇童けうどう晚ばんよるまにばは柳やなぎを倒たふし落おちせし其歌そのうたよ
 月將つきしやう升のぼ日將ひしやう没な厭いと弧こ箕服きふく實亡じつじやう周國しうくに
 此歌このうたと敵たかひ聞き育そだてをうづりては群ぐん臣しんに同おなじなる小こ太た宗そう始はじめ召ま移うつ奏そう
 していつく月つき外がとてさうの陰かげ盛さかるる之日このひも人ひと君きみの表あらわして没な
 とさうさう不祥ふしやう也なり後世こうせい女め王わう國くに蘇そ武ぶ朝てうり可か蒙もうの禱いたわしむとい

いよく其その中ちゆう中ちゆうは國くにへく遠とほく唐から日本にっぽんまでもさうさう島しま實じつ
 信美しんべい精忠しやうちゆうをうづり天あま乃の冥助めいすけの徳とくありく事こと事ことはつて理り之の
 周しう唐たう氏し勝しやう勝しやう十九年じゅうきゅうねんのて産うをそ悪あく執しやく再またい唐から土つちに化け生せいを
 爰こゝに周しうの宣せん五ごとやい武王ぶわう十二世じふにせいの孫まごありては禱いたを静しやうと稱なづく
 中興賢明ちゆうけいけんめいの表あらわして世よをさす崇たかむるに或時あるとき京きやう中ちゆう乃の
 兇童けうどう晚ばんよるまにばは柳やなぎを倒たふし落おちせし其歌そのうたよ
 月將つきしやう升のぼ日將ひしやう没な厭いと弧こ箕服きふく實亡じつじやう周國しうくに
 此歌このうたと敵たかひ聞き育そだてをうづりては群ぐん臣しんに同おなじなる小こ太た宗そう始はじめ召ま移うつ奏そう
 していつく月つき外がとてさうの陰かげ盛さかるる之日このひも人ひと君きみの表あらわして没な
 とさうさう不祥ふしやう也なり後世こうせい女め王わう國くに蘇そ武ぶ朝てうり可か蒙もうの禱いたわしむとい



周の京
見
御小
後
湯

三國如人日...

書...

けふを宣王宮中嬪妃の中氏吟味して懐きしころのや
 尋るふ先王嬪妃の宮内より先王とて二十又歳ありける嬪
 娥あり勝子十八年中これ女子誕生るとす多し懐くと有
 て先氏を乳明しありて是とてやと先帝屋王巡指乃
 仍幸ありけり乃のころに二の塚一の碑あり其治あまも
 其意味を毎うべ其意代尋させありは供奉の法官養々
 ありては昔夏の桀王の付廢城に神人あり化して二の龍と
 ありて桀王より五かたれて是を殺しあり龍龍を以て
 死を其積城臺に遊く様は是れを後不祥のよめ
 宮中に並をうべと郊野小出てあり懼め人の發人といは
 かくれて隠れ唯して中とて其後殷の紂王也妲妃宮色
 けり其意を酒を事して紂改小者を殺代をぬて惡
 仍増長し人氏を殺し盡さんとて其後紂王の西元妲妃王
 兵伐揚ぐ殷を伐紂王を亡し妲妃を生捕りんとて小
 年より楓の安成郡に死せんとて其後軍師方と望を
 行殊とせ愚痴の死にうらうらと後代ひし事成しめ
 塚を築け碑を建ててとありしとてけるも厚王は
 め一害せし富生の尸う人を帝威と怒とを人といは年
 々さふあふの事あれが今もいへば冥府人をも勅使
 ありては諸侯ありて一速なるをわくも祥のよめとて

三國史記傳中卷之二

十三

書

人をもつてのん^ひ罪に^えあ^りても^も何の益^もあ^らず^んた^らも^も林^を金^を
 事^とい^ひた^らも^も大^賢奇^才の^人の^あり^しる^にあ^らん^ども^も
 一旦^は破^れる^に唯^けす^れに^成り^しる^に重^くと^移り^しる^に是^も
 固^く入^るに^龍の^精を^六百^餘年^を龍^の尸^も二^百餘^年を^経て^も
 そ^のか^らい^もあ^らな^くい^はら^るに^あら^ずん^ども^も罪^をあ^らす^のも^も
 群^臣順^掌世^所形^もあ^らず^に最^大の^事數^を而^も
 幸^甚也^とを^今用^て國^家の^父母^とす^る大^切の^身又^も自^らせん^と
 不^測の^災あ^らむ^に後^悔さ^すも^もさ^らな^くい^はら^るに^あら^ずん^ども^も
 及^び王^大に^過す^るに^倫言^を出^てし^てし^るに^あら^ずん^ども^も
 わ^やま^らわ^らず^もい^はら^るに^あら^ずん^ども^も罪^に中^ふる^にあ^らず^んど^もも

とも^も携^へる^にあ^らず^んど^も其^人と^もあ^らず^んど^も命^をあ^らず^んど^も帝^の選^定
 あり^しる^にあ^らず^んど^も官^人止^する^にあ^らず^んど^も人^を更^へて^も
 大^石の^蓋あり^し大^勢あり^しる^にあ^らず^んど^も一^丈余^の蓋^{あり}し^るに^あら^ずん^ども^も
 尺^を蓋^の深^さあり^しる^にあ^らず^んど^も八^寸あり^しる^にあ^らず^んど^も蓋^の深^さあり^しる^にあ^らず^んど^も
 一^寸あり^しる^にあ^らず^んど^も蓋^の深^さあり^しる^にあ^らず^んど^も蓋^の深^さあり^しる^にあ^らず^んど^も
 泥^をと^りて^洗ひ^しる^にあ^らず^んど^も泥^をと^りて^洗ひ^しる^にあ^らず^んど^も泥^をと^りて^洗ひ^しる^にあ^らず^んど^も
 龍^の蓋^{あり}し^るに^あら^ずん^ども^も龍^の蓋^{あり}し^るに^あら^ずん^ども^も
 白^くし^るに^あら^ずん^ども^も白^くし^るに^あら^ずん^ども^も白^くし^るに^あら^ずん^ども^も
 敵^をあ^らず^んど^も一^物も^なく^しる^にあ^らず^んど^も一^物も^なく^しる^にあ^らず^んど^も一^物も^なく^しる^にあ^らず^んど^も

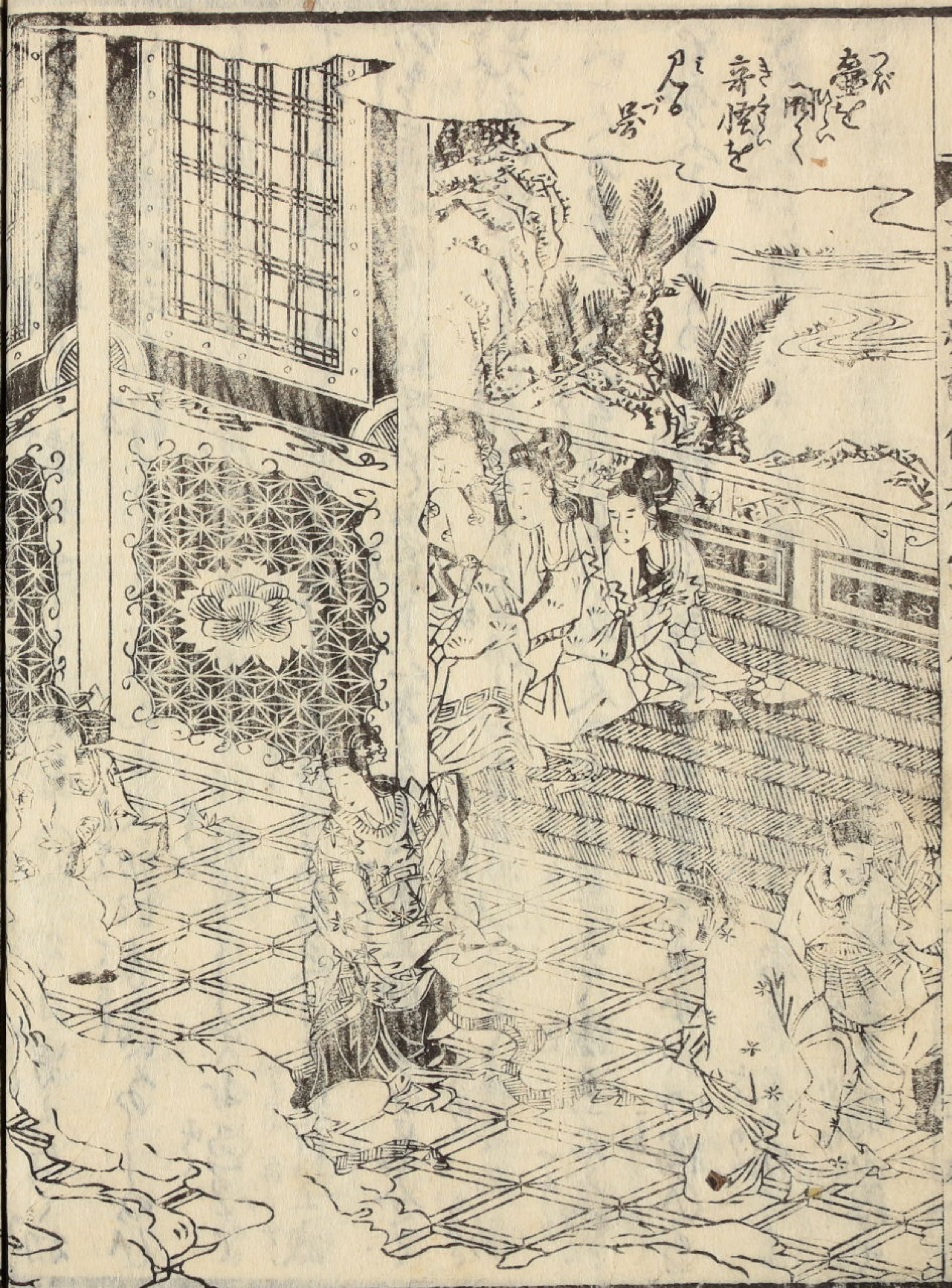
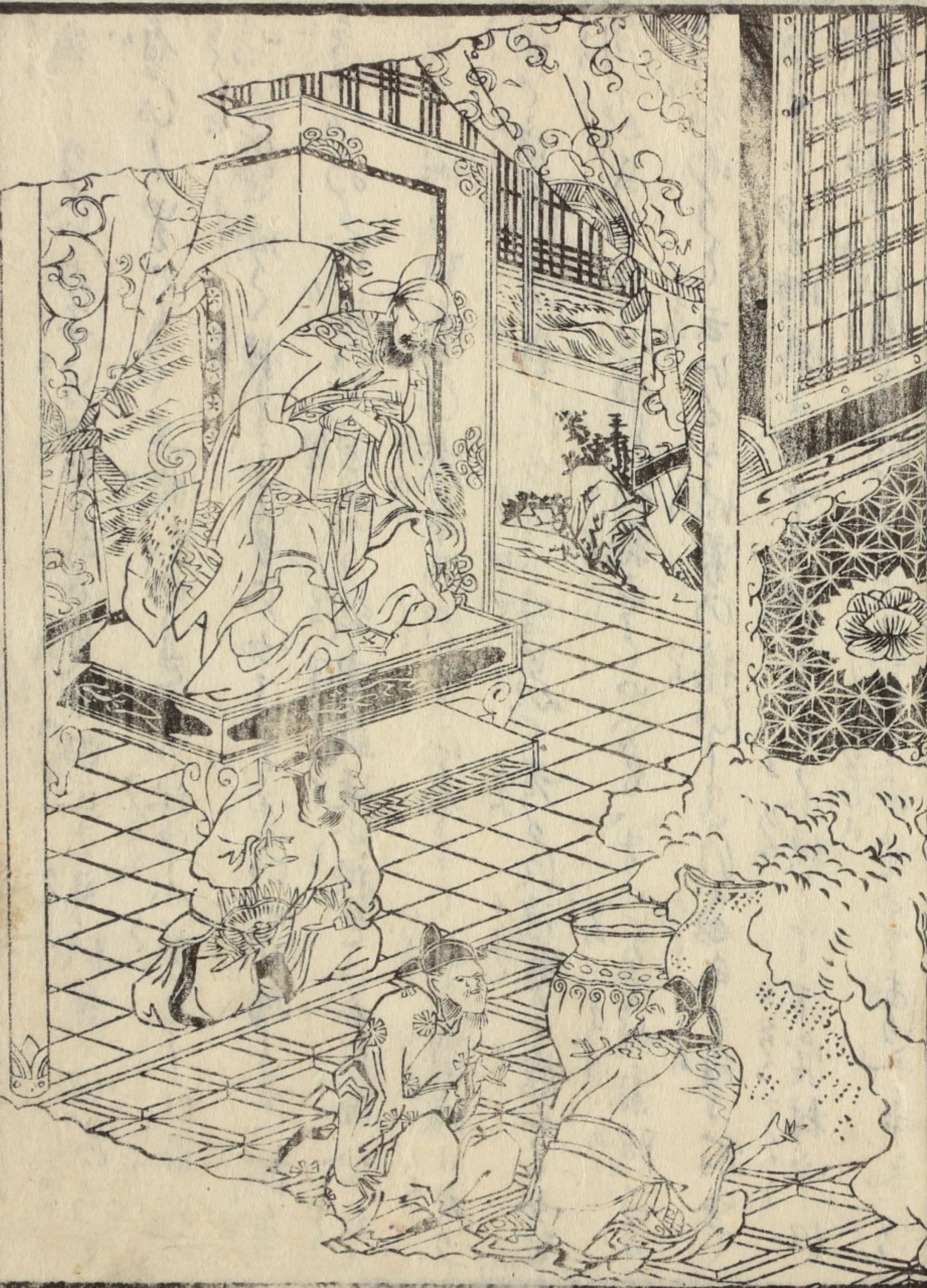


龍の塚
 松の塚
 松の塚を
 掘發
 品づく



事ありし諸官皆令らるる面々女官ありてはれりさうのそとんれ
 不剛や臺の廢あり水ありてと涌ぐての音しては牙は
 泡とてなるる臺の源をたるとはより後中をみす六寸るる
 あらき夜中不澄るる時これ白塊は流るるれば一の去るる
 化は帝とてめ諸官宮女長く小流るる泡とてけらるる小
 選をて事といふもや抑ててとと勅渡は不審ありて打ち
 形にありし時七歳して何のともなく去るる蛇又んと泡の
 中へ走りて入候様と龜のありてはれり此は疑はれれば不思議あり
 うな漏るる泡をえのとも流り席は流るる泡も龜をた
 消るるえのとも臺の廢にありてのあり漏るる泡も
 あらき其時より懐妊せり先帝の勅命不男もあは初
 くして懐妊せりはれりさうの事とて大切にもありてあり
 一が年月経るる所せりはれり果して病とておるる事
 十九年今おきて女子は産らば不祥の子ありとて速に皇城
 の傍溝に浸し殺さんとて水葬せりとありて宣王國のい見令く
 先王の遺りありてありと宣王が有月所てて長安の街
 一人の男と産らばはれり又一人の女其草中て産るるありて
 せりて賣りのあり候言ふはれり不祥とて女人の穢ひる
 ばれりトとありてはれり男ハゆりて女を捉りて去るる事あり
 宣王ははれりはれり女は斬りてはれり此年宣王病ありて

あらき其時より懐妊せり先帝の勅命不男もあは初
 くして懐妊せりはれりさうの事とて大切にもありてあり
 一が年月経るる所せりはれり果して病とておるる事
 十九年今おきて女子は産らば不祥の子ありとて速に皇城
 の傍溝に浸し殺さんとて水葬せりとありて宣王國のい見令く
 先王の遺りありてありと宣王が有月所てて長安の街
 一人の男と産らばはれり又一人の女其草中て産るるありて
 せりて賣りのあり候言ふはれり不祥とて女人の穢ひる
 ばれりトとありてはれり男ハゆりて女を捉りて去るる事あり
 宣王ははれりはれり女は斬りてはれり此年宣王病ありて



不
意
之
至
也
其
時
也

崩し多し右子宮溼をさる是を幽王と号し然りしかのら
自し一男と有り其場所のまをり林中小隠をり一に嬰児の
啼きを聞く怪し一は身不女子を草のよみ捨てて
憂ひわたり思ひて思ひて我妻朝廷小提をり
かこし此子成養ひ老卒の頼もり抱て襁褓を走り
道を通るも然る名譽に並を以て考へて遠言を
斬る氏を養ふ子成控執をりいませる好氣除ぶ
乃衆ありと云けり被男の抱ひて子成を産る前
捨てしりし時俄に水中に投ても不便とて下官
林中に於て是溝に浸せりと為氏を欺りてあり
中三終

